

(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺には、保安林、大高山県緑地保全地域、埋蔵文化財包蔵地、土砂災害警戒区域等が存在しているが、風力発電設備等の配置等の事業計画が示されていないため、これらに対する具体的な配慮が不明であることから、当該計画を策定した上で環境影響評価項目や調査地点等を適切に選定すること。
- 2 各環境影響評価項目に係る評価の手法のうち、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討は、第5次青森県環境計画における環境配慮指針との整合性についても行うこと。
- 3 施設の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月環境省)」及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について(平成29年5月26日付け環水大大第1705261号)」に定める手法の選定を検討すること。
- 4 造成等の施工による一時的な影響に係る水質(水の濁り)の評価の手法について、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討は、濁水が流入するおそれのある河川の利水状況に応じて、農業用水基準又は水産用水基準との整合性についても行うこと。
- 5 風車の影に係る調査、予測及び評価については、太陽の高度、方位及び発電設備の高さに加え、設置予定場所及び住居等の標高並びにそれらの間の距離等、具体的な位置関係を踏まえて行うこと。
- 6 ホンドモモンガ、ヤマネ等の樹上性哺乳類の調査手法として、フィールドサイン法を採用しているが、巣箱調査がより有効な手法であると考えられることから、当該調査の採用を検討すること。
- 7 事業の実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を聴いた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- 8 鳥類の調査において、希少種の繁殖期に当該種が確認された場合は、対象事業実施区域が繁殖地となっている可能性があることから、繁殖状況を適切に調査し、繁殖が確認された場合には、適切な手法により予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 9 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類・ハクチョウ類の夜間の渡りルートとなっている可能性があることから、これらの鳥類に係る夜間調査を適切に実施し、夜間の渡りが確認された場合には、適切な手法により予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 10 本県日本海側では一定の面積を有するカシワ群落は少ないことから、対象事業実施区域北側に存在しているカシワ群落においては貴重な生態系を形成している可能性が高い。このため、当該群落内における動植物の調査を適切に実施し、動植物の重要な種の生息・生育が確認された場合には、これらの生息・生育環境を含む生態系について適切な手法により予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 11 対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である東北自然歩道及び大高山県緑地保全地域が存在しており、これらの利用者に対し、工事用資材等の搬出入に係る騒音及び振動、建設機械の稼働に係る騒音及び振動、施設の稼働に係る騒音及び低周波音並びに風車の影による影響が及ぶおそれがあることから、適切に調査地点を選定の上、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 12 対象事業実施区域においては、人と自然との触れ合いの活動の場である東北自然歩道が6 km以上にわたり縦断している。風力発電設備の設置に当たっては、当該自然歩道の道路拡幅、沿道の樹林の伐採及び土地の造成が行われると考えられ、これに加えて風力発電設備が設置されることにより、当該自然歩道の利用者の圍繞景観に影響を及ぼすおそれがあるが、対象事業実施区域内の日常的な視点場の調査地点は1地点のみの選定となっていることから、調査地点の位置及び地点数を再検討した上で調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 13 工事用資材等の搬出入に係る人と自然との触れ合いの活動の場の予測対象時期は、工事関係車両の交通量が最大となる時期としているが、当該活動の場の利用状況を勘案した上で、適切に設定すること。